

富山県公安委員会等に係る情報通信技術を活用した行政の推進等に関する規則の運用要綱の制定について（例規通達）

この度、富山県公安委員会等に係る情報通信技術を活用した行政の推進等に関する規則の運用要綱を別添のとおり制定し、令和3年6月1日から実施することとしたので、運用に誤りのないようにされたい。

別添

富山県公安委員会等に係る情報通信技術を活用した行政の推進等に関する規則の運用要綱

第1 趣旨

この要綱は、富山県公安委員会等に係る情報通信技術を活用した行政の推進等に関する規則（平成30年富山県公安委員会規則第7号。以下「規則」という。）の運用に関し、必要な事項を定めるものとする。

第2 用語の定義

この要綱において使用する用語は、規則において使用する用語の例による。

第3 対象となる手続

規則第3条の規定に基づき、情報通信技術活用規則第11条第1項に規定する富山県公安委員会等に対して行われる手続は、富山県警察本部のホームページ等により公表する申請等及び処分通知等の手続とする。

第4 申請等の手続等

- 1 規則第4条第1項に規定する申請等をする者の使用に係る電子計算機の技術的基準は、富山県公安委員会等の使用に係る電子計算機と電気通信回線を通じて接続でき、正常に通信できる機能を備えたものとする。
- 2 規則第4条第3項に基づき申請等を書面等により行うときに併せて提出すべきこととされている書面等に記載されている又は記載すべき事項をデジタルカメラ、スキャナその他画像読み取り装置を用いてファイルに記録して入力するときは、当該申請を行う者が、当該ファイルにその情報を記録した日時を記録して行わなければならない。
- 3 規則第4条第4項に規定する富山県公安委員会又は富山県警察本部長が定める場合は、富山県公安委員会又は富山県警察本部長が指定する申請等ごとに、富山県公安委員会又は富山県警察本部長により付された識別符号及び暗証符号を入力する措置その他の当該申請等の性質に照らして適切な措置としてそれぞれ富山県公安委員会又は富山県警察本部長が指定する措置を講ずる場合とする。
- 4 前項の富山県公安委員会又は富山県警察本部長による措置の指定については、インターネットの利用その他の方法により公表するものとする。

第5 申請等に係る署名等に代わる措置

規則第5条に規定する申請等を行った者を確認するための措置として富山県公安委員会又は富山県警察本部長が定める措置は、第4の3に規定する措置とする。

第6 処分通知等の手続

- 1 規則第7条第1項に規定する処分通知等を受ける者の使用に係る電子計算機の技術的基準は、同項に規定する公安委員会等の使用に係る電子計算機と電気通信回線を通じて接続でき、正常に通信できる機能を備えたものとする。

2 規則第8条第2号に規定する電子情報処理組織を使用する方法により処分通知等を受けることを希望する旨は、規則第4条第2項に規定する方法によって公安委員会等に届け出るものとする。

第7 申請等のうちに電子情報処理組織を使用する方法により行うことが困難又は著しく不相当と認められる部分がある場合

規則第6条の場合において、規則第4条の規定により申請等を行う者は、書面等（規則第6条に規定する部分に限る。）を提出しようとするときは、富山県警察本部長が指定する文字、番号又は記号その他の符号を明らかにしなければならない。